

# 災害による朝廷儀式記録の消失と高御座の再生

## — 天明の大火後の即位礼を事例に —

西 村 慎太郎

### 【要 旨】

本稿は、天明の大火によって近世朝廷において記録・調度品が焼失した後、どのように準備を進めるのかを検討し、文書・記録の管理の特徴を明らかにするものである。事例は天明の大火後、初めて開催された即位礼と即位礼の運営を担った甘露寺国長である。即位伝奏を務めた甘露寺国長のもとには多くの願・伺・届及び書付、または帳簿が提出された。それらは甘露寺家に集積され、コピーや目録としての複数の特徴的な留書が作成された。とりわけ、即位礼の際に天皇が即位を宣言するために登る高御座は重要な調度品だが、これも天明の大火によって焼失してしまい、甘露寺国長はその製作を進めようとする。しかし、即位伝奏である甘露寺家には過去の高御座製作費を把握する文書・記録が前任者から文書・記録が伝えられておらず、過去の即位礼に関与した地下官人の家の記録に依拠する必要があった。「疑似アーカイブズ（文書館）」と評価し得る地下官人の記録であったが、地下官人の記録の集積も不十分であったため、十全としたシステムではなかった。記録の集積が不十分であった理由は、過去の儀式の際に服忌によって家業が務められないという官司請負制の弊害であるが、このような動向が近世公家社会の文書管理の特質と位置づけられる。

### 【目 次】

はじめに

1. 即位礼と即位伝奏・即位奉行
2. 甘露寺国長と「御即位御用留」
3. 甘露寺家による即位関係願書留書
4. 高御座再生における記録の作成・授受

おわりに

## はじめに

本稿は、近世の朝廷儀式運営において、文書・記録が災害によって失われてしまった場合、どのように準備を進めたのかを検討し、文書・記録の管理の特徴を明らかにするものである。

松藺齊氏が明らかにしているように朝廷の構成員である公家のうち、一部の家は「日記の家」として文書・記録が集積されており、朝廷儀式の運営に寄与した<sup>1)</sup>。近世においても主に撰家・武家伝奏や蔵人頭を務める堂上公家、世襲で地下官人を務める家を中心に朝廷儀式に関わる文書・記録が集積された。それらが災害で失われた場合、どのように文書・記録を再生するかの様相については、すでに天明の大火を事例として拙稿で触れた<sup>2)</sup>。本稿では文書・記録の消失のみならず、朝廷儀式に必要な物品(調度品)が失われてしまった場合を検討してみたい。

事例として扱うのは、文化14年(1817)の皇太子恵仁(仁孝天皇)の即位礼である。文化度即位礼を取り扱う理由は次のふたつである。第一に、文化度即位礼は天明8年(1788)に京都を焼き尽くした天明の大火後に初めて催された即位礼であり、即位礼に必要な調度品の多くが焼失していたため、どのように再生するかが朝廷の中で問題となっている点である。第二に、そのような状況であるため、担当者(1で述べる即位伝奏)のもとに多くの文書が作成・集積され、その全容を把握し得る史料が遺されている点である。

そこで本稿では、1として即位礼の概要とその儀式の担当者である即位伝奏・即位奉行について述べる。2として文化度即位礼の担当者である甘露寺国長と彼が即位礼に当たって記した日次記「御即位御用留」を概観する。3として文化度即位礼の際、甘露寺家で作成された留書の特徴を明らかにする。4として文化度即位礼のうち特に重要な調度品である高御座の製作について、組織と組織を取り巻く文書・記録に注目して検討する。それら全体を踏まえて近世の朝廷(とその構成員である公家)の文書・記録管理の特徴を明らかにしたい。

### 1. 即位礼と即位伝奏・即位奉行

ここでは、本稿で対象とする天明の大火後に初めて催された文化度即位礼を事例として即位礼という朝廷儀式の概略を述べつつ、近世において即位礼の運営を担った即位伝奏と即位奉行という堂上公家の役職について触れる。

前天皇から譲られて新しく天皇となることを踐祚と言うが、即位礼とは踐祚した人物が高御座(後述)の壇上で即位を宣言する儀式のことである。前天皇から神器を譲られることによって踐祚するが、桓武天皇の時に踐祚とは別に即位礼を執り行なったのがはじまりであった。そもそもは国家的儀式を催す大内裏大極殿で開催されていたが、大極殿の廃絶後は様々な殿舎で行なわれ、中世では太政官庁、後柏原天皇から昭和天皇までは紫宸殿で執り行なわれた。なお、平成の即位礼は皇居豊明殿で開催されている。

即位礼は即位当日のみの儀式ではなく、それ以前からの様々な儀式を踏まえて、即位礼とい

1) 松藺齊『日記の家—中世国家の記録組織—』(吉川弘文館、1997年)。

2) 拙稿「回祿からの再生—罹災と公家の記録管理—」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』7、2011年)。

う朝廷儀式を形成していた。ここでは、本稿の対象である文化度即位礼を事例に検証してみよう<sup>3)</sup>。

文化14年（1817）3月22日に光格天皇から仁孝天皇へと天皇位が譲られ（受禪）、劍璽渡御が行なわれた。劍璽とは、三種の神器の天叢雲剣を模した剣と、三種の神器である八尺瓊勾玉のことであり、皇位継承のためには劍璽を新天皇に渡す必要があった。これによって新天皇が誕生した。

8月16日、即位由奉幣日時定・即位定が行われる。儀式の担当者である上卿は左大臣近衛基前、奉行は中御門経定。これは後述する即位由奉幣と即位礼の日時を決定する儀式（日時定）である。もちろん、すでに実際の開催日時は決められているが、日時定とは「開催日時を決定する」という朝廷儀式であった。

8月21日に即位由奉幣発遣が行なわれた。即位由奉幣とは、即位の旨を伊勢神宮に伝えるための奉幣使を遣わす儀式であり、もともとは天皇が神祇官へ行幸して奉幣使を立てていたが、神祇官廃絶後は行なわれず、代わりに近世には神祇官代のあった吉田社へ上卿が参向して、そこから伊勢神宮へ向かっている。なお、この儀式には幕府の旗本で朝廷財政を管理する禁裏付が出席している。

9月7日、礼服御覧が執り行なわれた。これは即位前に天皇が着用する装束を天皇が見る儀式である。当時、天皇は袞衣と称された東アジアの国王が着する唐風の装束を身に付けており、頭部には冕冠という装飾の冠を被っていた。いずれも古代以来、孝明天皇まではこの装束で儀式に臨んでおり、平成の即位礼で見られるような束帯に立櫻の冠という形式は明治天皇以降の新しい装束である。

9月21日、即位礼当日。即位礼とは次のような儀式である。紫宸殿の前の広場（南庭）に幢（旗）などで装飾をし、女官が天皇を翳（大型の団扇のようなもの）で隠しつつ、袞衣と冕冠という唐風装束で着飾った天皇が紫宸殿正面の高御座に着す。翳を伏して、天皇が現れた瞬間に群臣が平伏す。その後、図書寮の地下官人が香を焚いて天へ即位を告げる焼香を行なう。群臣の舞踏と武官による旗を振った万歳を行ない、最後に天皇の退席と群臣の出入りを告げるために鉦と鼓を鳴らして儀式の幕は閉じる。なお、この儀式を多くの人びとは見物できていたが<sup>4)</sup>、文化度即位礼の際は「庭上徘徊之事、被止之」こととなった<sup>5)</sup>。即位礼当日の差配を行なったのが、本稿で述べる即位伝奏大納言甘露寺国長である（奉行は中御門経定）。

次に即位礼の運営を担った即位伝奏と即位奉行について見てみよう。朝廷儀式において毎年開催される恒例の儀式に対して、臨時の儀式も多く存在した。近世朝廷において著名な臨時の儀式として、立太子・踐祚・即位・大嘗祭・譲位・改元・各種法事などが該当する。それらの臨時朝廷儀式の運営を担ったのが各伝奏・各奉行であり、研究上、儀式伝奏・儀式奉行と称されている。近世の儀式伝奏・儀式奉行についての研究は、拙稿で論じた即位伝奏や渡辺修氏が詳細に論じている皇位継承に関わる伝奏・奉行以外の研究が蓄積されている<sup>6)</sup>。

3) 『仁孝天皇実録』1（ゆまに書房、2006年）。

4) 高木博志「近世の内裏空間・近代の京都御苑」（同『近代天皇制と古都』岩波書店、2006年）。

5) 「野宮定祥日記」（宮内庁書陵部蔵野-6）。文化14年9月21日条。

6) 拙稿「近世後期の即位儀礼をめぐる動向」（『近世天皇・朝廷研究』3、2010年）、渡辺修「近世儀式伝奏の機能」（『近世天皇・朝廷研究』6、2015年）。

表1 即位伝奏・即位奉行一覧

天皇	即位礼日	即位伝奏	即位伝奏官位・年齢	即位奉行	即位奉行官位・年齢
後水尾	慶長16(1611) 4.12	広橋兼勝 勸修寺光豊	正二位権大納言・武家伝奏(54) 正三位権中納言・武家伝奏(37)	正親町三条実有	正四位上頭中将(24)
明正	寛永7(1630) 9.12	清閑寺共房	従二位権中納言(42)	勸修寺経広	正四位上頭弁(26)
後光明	寛永20(1643) 10.21	(不明)	-	葉室頼業	正四位下頭弁(29)
後西	明暦2(1656) 1.23	清閑寺共綱	正二位権大納言(45)	万里小路雅房	正四位上頭弁(23)
霊元	寛文3(1663) 4.27	中御門宣順	正二位前権大納言(51)	勸修寺経慶	正四位上頭弁(20)
東山	貞享4(1687) 4.28	勸修寺経慶	従二位前権大納言・議奏(44)	坊城俊方	正四位上頭弁(26)
中御門	宝永7(1710) 11.11	中山篤親	正二位前権大納言・議奏(55)	甘露寺尚長	正四位上頭弁(26)
桜町	享保20(1735) 11.3	徳大寺実憲	従二位権大納言・院御厩別当・ 前春宮大夫(22)	柳原光綱	正四位上頭弁・前春宮 大進(25)
桃園	延享4(1747) 9.21	広橋兼胤	従二位権中納言・議奏・院執 権(33)	正親町実連	正四位上頭中将(28)
後桜町	宝暦13(1763) 11.27	葉室頼要	従二位権大納言・議奏(49)	日野資枝	正四位上頭弁(27)
後桃園	明和8(1771) 4.28	久我信通	従二位権大納言(28)	柳原紀光	正四位上頭弁(26)
光格	安永9(1780) 12.4	広橋伊光	正二位権大納言・議奏・賀茂 伝奏(36)	中山忠尹	正四位上頭中将・前春 宮権亮(25)
仁孝	文化14(1817) 9.21	甘露寺国長	正二位権大納言・議奏(47)	中御門経定	正四位上頭弁(39)
孝明	弘化4(1847) 9.23	三条実萬	正二位権大納言・議奏(46)	甘露寺愛長	正四位上頭弁・前春宮 大進(41)
明治	慶応4(1868) 8.27	正親町実徳	正二位権大納言・皇太后宮大 夫(55)	勘解由小路資生	従四位下・左中弁(41)

※明治天皇即位礼の正親町実徳・勘解由小路資生はいずれも御用掛。

※( )内は即位礼当時の年齢。

【表1】は本稿で論じる即位礼の伝奏と奉行である。最初に即位伝奏に任じられた人物を見てみよう。「公卿補任」を見る限り、明暦2年(1656)後西天皇即位礼の際に任じられた清閑寺共綱までは「即位伝奏」の名称は確認できない。では、後西天皇即位礼以前はどうであったか。

前代の寛永20年(1643)後光明天皇即位礼については不明である。但し、当時の摂政・二条康道が記述した「後光明天皇即位記」によれば、前権大納言飛鳥井雅宣と同じく前権大納言清閑寺共房が後水尾上皇とともに、後光明天皇即位礼に大きく関与している様子がうかがえる<sup>7)</sup>。なお、当時、飛鳥井雅宣は武家伝奏であり、清閑寺共房は後光明天皇の前代にあたる明正天皇の即位礼で伝奏を務めた人物である。

後光明天皇の前代の明正天皇即位礼については「公卿補任」に記載がないものの、柳原紀光による編纂物「続史愚抄」の寛永7年(1630)9月12日条の明正天皇即位礼の記事に「伝奏清

7)「後光明天皇即位記」(東京大学史料編纂所蔵写本2044-158。彰考館文庫原蔵)。

閑寺中納言」と記されている<sup>8)</sup>。清閑寺共房の弟は権大納言中御門宣衡であり、後水尾天皇の突然の讓位を唯一知らされていた人物として著名である<sup>9)</sup>。

後水尾天皇即位礼については「統史愚抄」には「伝奏広橋大納言兼勝・勸修寺中納言光豊、二人云」と記されているが、両者は武家伝奏を務めていた人物である<sup>10)</sup>。これ以前の即位礼では即位伝奏が記されていない。

したがって、近世初頭の即位伝奏を次のように結論付けられよう。近世の即位礼は当初武家伝奏が担っていたが、明正天皇即位という緊急時に当たって、後水尾上皇に近い公家（清閑寺共房）が任じられ、武家伝奏も関わりながら、明暦2年の即位礼からは即位伝奏という役職が設けられることとなった。さらに、明暦2年後西天皇即位礼では清閑寺共綱（共房息子）、寛文3年（1663）霊元天皇即位礼では中御門宣順（宣衡息子。共房甥）がそれぞれ即位伝奏を務めており、後水尾上皇の子息に当たる明正・後光明・後西・霊元天皇の即位には清閑寺・中御門家が独占的に伝奏を務めたものと理解できる。

では、その後の即位伝奏の顔ぶれを確認してみたい。官位及び役職・年齢の特徴として、ほとんどの人物が正二位ないし従二位の権大納言であった。年齢も40～50歳代である。注目すべきは議奏在職者が7名もいることであろう。議奏とは、田中暁龍氏の研究でも明らかなように、摂家・武家伝奏とともに朝廷運営の中心に位置し、天皇の近習から選ばれて、天皇に近侍した堂上公家である<sup>11)</sup>。

例外的に若くして即位伝奏に就任した人物を概観してみよう。22歳で桜町天皇即位礼の伝奏就任した徳大寺実憲の場合、母が関白近衛家久の妹であると共に、近衛家を介して、桜町天皇と従兄弟という血縁が影響しているものと思われる（なお父の徳大寺公全は既に故人となっていたが、武家伝奏を務めた）。28歳で後桃園天皇即位礼の伝奏就任した久我信通の場合、関白を務めた一条道香の娘を妻としているが、一条家を介して、後桃園天皇とは従兄弟に当たっている。そのため、後桃園天皇の即位以前、立太子によって皇太子となった際、春宮権大夫に就任し、後桃園天皇即位後には議奏、さらには武家伝奏を歴任している。

このように天皇との血縁が左右している事例も見られるが、名家（弁官などの実務官職を歴任した後に公卿となる家格）の家々が大半を占めていることが最も大きな特徴であろう。これは奉行にも該当する点であるが、即位伝奏が多大な事務能力を要する役職であることがうかがえる。

なお、即位伝奏と奉行の職掌の違いだが、渡辺修氏が慶長年間の讓位の事例で明らかにしているように、伝奏は全体の総括を行ない、奉行は人事に関与したようである<sup>12)</sup>。本稿では、天明の大火という災害によって朝廷儀式の文書・記録が罹災し、即位礼で用いる高御座を再生させるという業務を通じて、公家の文書管理の特質を明らかにしたいという課題に応えるため、以下、即位伝奏に照射して検討を進めたい。

8) 『統史愚抄』後篇（新訂増補国史大系15、吉川弘文館、1931年）52頁。

9) 「時慶卿記」（東京大学史料編纂所蔵写真帳6173-19。原蔵は西本願寺）寛永6年11月8日条。

10) 前掲註8『統史愚抄』後篇、3頁。

11) 田中暁龍『近世前期朝幕関係の研究』（吉川弘文館、2011年）。

12) 前掲註6 渡辺修「近世儀式伝奏の機能」。

## 2. 甘露寺国長と「御即位御用留」

ここでは、本論の前提として、文化度即位礼で即位伝奏を務めた甘露寺国長と本稿で対象に扱う「御即位御用留」についての概略を述べたい。

甘露寺家は<sup>13)</sup>、藤原北家高藤流(勸修寺流)の堂上公家である。左大臣藤原冬嗣(藤原四兄弟の二男である房前の三世孫)の六男である良門の末裔であり、良門の息子・高藤が醍醐天皇の外戚になったことから、一族が公家として繁栄することとなった。甘露寺家をはじめとして、一族は弁官・蔵人を歴任して公卿に昇進する名家の家格であり、中世には「日記の家」として活躍した<sup>14)</sup>。近世段階では、一族は甘露寺家・勸修寺家・清閑寺家・万里小路家など13家が存在している。

近世の甘露寺家について概観しておこう。【表2】は、江戸時代(慶長8年～慶応3年)における甘露寺家当主とその後継者である。幕末の当主である甘露寺勝長にも息子はいるが割愛した。さて、十代で亡くなった豊長・冬長・治長を除く11名のうち10名が朝廷運営の実務を担った蔵人頭に就任していることが分かる(唯一の蔵人頭に任じられていない康隆も20歳の若さで亡くなっている)。その後、二十代半ばから三十代のうちに参議に昇進し、4名が権大納言にまで至っている。権大納言にまで昇った者のうち、方長・篤長・国長は武家伝奏・議奏を務めている。もうひとつ注目すべきは公卿昇進後、権大納言に至るまで辞職が全くないことである。既に拙稿で明らかにした通り<sup>15)</sup>、持明院家・四条家などの堂上公家は公卿昇進後、すぐに辞職してしまい、在職期間が短いため、朝廷儀式に参加する機会が少なく、公家の収入のひとつの柱である下行米支給が得られない。朝廷儀式や(親王・公家はもちろん、武家や神職に至るまで)官位叙任の担当者=上卿を務めることもない。本稿で述べる甘露寺家の場合との大きな違いと言えよう。特に本稿で扱う甘露寺国長の場合、父・篤長も武家伝奏まで務め、祖父・規長同様、朝廷運営の貢献によって異例の従一位まで昇進していた。早世や養子なども見られるが、近世を通じて朝廷運営に関与した堂上公家のひとつと位置づけられよう。

次に甘露寺家の収入を概観しておきたい。堂上公家の収入として、主に知行と下行が考えられる。知行は、葛野郡内では松尾谷(全421石余6給、20.4石余)・松室(全309石余6給、17.6石余)・上山田(全574石余6給、5.8石余)の3ヶ村、乙訓郡内では鶏冠井(全1003石19給、14石)・下植野(全717石余8給、87.1石余)・石見上里(全760石余16給、40.5石)の3ヶ村、紀伊郡内では吉祥院(全1850石余64給、14.4石余)の合計7ヶ村200石余にまたがっていた<sup>16)</sup>。いずれも相給村である。

13) 以下、甘露寺家については「甘露寺家譜」(東京大学史料編纂所蔵4175-199)参照。

14) 前掲註1松蘭斎『日記の家—中世国家の記録組織—』。

15) 持明院家については、拙稿「近世持明院流入木道に見える公家家職—その成立と「秘伝」の伝播—」(『東京大学史料編纂所研究紀要』20、2010年)、同「公家家職から見た天皇制—入木道という家職のあり方」(荒武賢一郎編『近世史研究と現代社会—歴史研究から現代社会を考える』清文堂、2011年)、四条家については、拙著『宮中のシェフ、鶴をさばく—江戸時代の朝廷と庖丁道』(吉川弘文館、2012年)、拙稿「盆莫産と庖丁道—一堂上公家四條家の存在形態—」(尚友倶楽部・華族史料研究会『四條男爵家の維新と近代』同成社、2013年)。

16) 各石高・領主数などについては『旧高旧領取調帳』近畿編(近藤出版社、1975年)による。

表2 甘露寺家当主・継嗣一覧

	生没年月日	叙爵	藏人頭	参議	權中納言	權大納言	従一位	朝廷運営	備考
豊長	天正18 慶長11.8.21(17)	慶長8.11.21(14)	-	-	-	-	-	-	養子。正親町三条公仲三男
時長	慶長11.3.21 寛永6.7.21(24)	慶長14.2.11(4)	寛永4.5.29(22)	-	-	-	-	-	養子。正親町三条貞秀男
嗣長	慶長16.8.2 慶安3.2.9(40)	元和9.2.13(13)	正保4.12.28(37)	慶安2.7.17(39) 慶安2.10.4(39)	-	-	-	-	養子。正親町三条貞秀男
冬長	寛永14.8.3 正保5.1.8(12)	寛永17.1.5(4)	-	-	-	-	-	-	-
方長	慶安元.12.3 元禄7.2.20(47)	慶安5.11.16(5)	寛文9.12.27(22)	寛文12.6.8(25) 延宝2.10.2(28)	延宝2.10.2(28) 天和元.11.28(34)	天和元.11.28(34) 天和元.12.27(37) 貞享元.12.26(41) 元禄7.2.20(47)	-	議奏 延宝8.3.27(33) 天和3.11.28(36) 武家伝奏 天和3.11.28(36) 貞享元.12.27(37)	養子。嗣長男
輔長	延宝3.1.12 元禄7.12.11(20)	延宝4.12.30(2)	元禄4.3.8(17)	-	-	-	-	-	-
康隆	延宝4.2.14 元禄8.6.28(20)	天和2.10.24(7)	-	-	-	-	-	-	養子。方長男
尚長	貞享2.2.4 享保3.5.2(33)	元禄8.12.16(11)	宝永5.12.21(24)	正徳4.6.26(30) 享保2.6.21(32)	享保3.4.30(33) 享保3.5.2(33)	-	-	-	養子。方長男
規長	正徳3.6.23 天明3.12.22(71)	享保3.8.22(6)	元文3.5.27(26)	元文5.2.2(28) 寛保3.6.29(31)	寛保3.6.29(31) 寛延3.12.24(38)	寛延3.12.24(38) 宝暦4.4.29(42)	安永4.⑨.2(63) 天明3.12.22(71)	-	養子。万里小路尚房二男
篤長	寛延2.5.3 文化9.2.29(64)	寛延4.12.22(3)	安永7.1.10(30)	天明元.12.14(33) 天明5.12.6(37)	天明5.12.6(37) 寛政3.11.28(43)	寛政3.11.28(43) 寛政8.4.4(48)	文化9.2.28(64) 文化9.2.29(64)	議奏 天明8.3.24(40) 享和元.10.28(53)	-
国長	明和8.9.10 天保8.6.18(67)	天明4.6.27(14)	享和2.2.17(32)	文化2.6.23(35) 文化7.11.22(40)	文化7.11.22(40) 文政2.8.16(49)	文政7.12.19(54) 天保8.6.18(67)	文政7.12.9(54) 天保8.6.18(67)	議奏 文化6.12.25(39) 文政5.6.13(52) 武家伝奏 文政5.6.13 天保7.8.27	-
治長	享和2.11.5 文化11.12.29(13)	享和3.5.3(2)	-	-	-	-	-	-	-
愛長	文化4.12.8 安政6.7.6(53)	文化12.7.10(9)	天保9.4.5(34)	弘化4.12.17(41) 安政4.5.15(51)	安政4.5.15(51) 安政6.7.6(53)	-	-	-	養子。国長男
勝長	文政11.3.20 明治3.3.2(43)	文政13.1.5(3)	元治元.3.25(37)	慶応4.④.21(41) 明治2.7(42)	-	-	-	-	-

一方で、朝廷儀式に参加することで得られる下行は、甘露寺家は弁官・蔵人を歴任した後に公卿に進み、辞任することなく昇進することから、多大な下行が毎年入ったものと思われる。なお、近世甘露寺家の家職としては寛文8年(1668)刊行の「諸家家業」に笛と記されているが、門人を形成したり、研鑽を重ねたかは判然としないが、経営や文化的動向に関わったものとは思われない<sup>17)</sup>。

次に文化度即位礼で即位伝奏を務めた甘露寺国長について見てみよう。国長は明和8年(1771)に甘露寺篤長の嫡男として誕生した。当時、祖父・規長は前権大納言(58歳)、父・篤長は右少弁兼蔵人(23歳)。天明5年(1785)に15歳で元服昇殿、その後父祖同様に弁官・蔵人を歴任、32歳で蔵人頭に就任している。文化2年(1805)6月に参議に任じられ、公卿に列し、文化度即位礼の際には正二位権大納言で47歳であった。その後、文政5年(1822)から天保7年(1836)にかけて武家伝奏を務めている。その間、文政7年には「賀茂臨時祭再興・即位其  
余公事等連々申沙汰、且昨年以来多端御用格別勤勞賞、雖無六十未滿例、厚以叡慮被推叙<sup>18)</sup>」ということで従一位に昇進している。「公事等連々申沙汰」を賞されているように、若年より朝廷運営の中心にいた人物と言えよう。天保8年6月、67歳でその生涯を閉じている。

次に、本稿で取り扱う文化度即位礼の史料について触れておく。甘露寺家の文書群は国立公文書館内閣文庫に所蔵されている。文化度即位礼に関わる史料は「御即位御用留」、「御即位願書并諸司注進書等之留」、「御即位ニ付調進物・参勤并身下行願書略記」、「御即位願書留」の4点であるが、このうち願書類の3点については次節で述べるので、「御即位御用留」のみ触れてみたい。

「御即位御用留」は<sup>19)</sup>、乾・坤に2冊に分かれており、乾は表紙に「文化十三丙子年十月ヨリ文化十四年丁丑七月廿八日マテ」「甘露寺殿」と記され、坤は表紙に「文化十四年丁丑八月朔日 文化十五年戊寅廿九日」「甘露寺殿」と記されている。乾の冒頭は文化13年10月21日条で「御当番中也、明年秋 御即位御治定被 仰出候ニ付、一会伝 奏被為蒙仰候事」と記されているように、翌文化14年秋の即位礼が治定され、禁裏小番中に「一会伝奏」=即位伝奏の仰せを被った旨が記されている。

では、「御即位御用留」の書き手は即位伝奏・甘露寺国長であろうか。注目すべきは、最後の一文が「被為蒙仰候」と仰せを被った人物に対しても敬意を払った表現になっている点であろう。この点について、例えば、即位伝奏補任直後の12月7日条を見てみよう。

#### 一、参上 出納内蔵権頭

安永之度御庭図 一包  
明和之度 同  
願書 二通  
注進書 二通

17) 「諸家家業」(大和文華館鈴鹿文庫-1-1017)。なお、文化11年(1814)に小浜藩儒者・興田吉従が藩主・酒井忠進(当時、京都所司代)の求めに応じて編纂した「諸家家業記」(国立公文書館内閣文庫蔵墨海山筆217-31)には記されていない。

18) 前掲註13「甘露寺家譜」。

19) 「御即位御用留」(国立公文書館内閣文庫蔵145-713)。



主水司注進書 一通

右持参仕候、且総而調進出来日数之儀可申上被仰付候得共、此儀火急ニ吟味難行届、暫延引相願候事、玄蕃面会、

右皆御落手、御承知之旨申答候、願書類別記ス、

ここに挙げたように、「御即位御用留」の構成の特徴としては、①ひとつ書きごとに誰が「参上」したのか、②その際の提出物と内容、③誰が面会したのか、④どのように対応したか、が記されている。12月7日条の場合、「地下官人之棟梁」と称された三家のうち、蔵人方地下官人の統括者（催官人）である出納内蔵権頭（平田職厚）が甘露寺家に参上して、「安永之度御庭図」以下の書類を提出、さらには調度品調進の日数についてすぐには判然としないので、しばらく猶予が欲しいと述べている<sup>20)</sup>。その際、出納内蔵権頭と「玄蕃」なる人物が面会しているが、これは甘露寺家の雑掌<sup>21)</sup>である藤木玄蕃のことである。出納内蔵権頭が持参した書類を「御落手」して、調進日数の進上について「御承知」の旨を申し答えたのは雑掌の藤木玄蕃であろう。例えば、文化14年2月2日条では、「地下官人之棟梁」と称され三家のうち、官方地下官人統括者である壬生官務（壬生以寧）が参上して、高御座彩色図を作成すべきか尋ねて来た時、彩色の上、差し出すべき旨を「御返答」しているが、同じ対応でも敬意表現を明確に分けている。そして、基本的には「参上」した人物とのやり取りを記していることから、「御即位御用留」は甘露寺家邸内で文化度即位礼に関わってやって来た人物とその対応について雑掌が作成した留書と考えてよいであろう。

但し、既述のとおり、その表紙に「甘露寺殿」と記されており、写本の可能性も考えられる。次節で述べる「御即位願書并諸司注進書等之留」の表紙にも同様に「甘露寺殿」と記されており、国立公文書館内閣文庫のデータベース上では「御即位御用留」も含め本稿で扱う4点の文化度即位礼関係史料が甘露寺家旧蔵となっていないが、詳述し得ないため指摘のみしておきたい。

### 3. 甘露寺家による即位関係願書留書

ここでは甘露寺家による文化度即位礼関係の史料について検証し、その特徴を論じる。国立公文書館蔵内閣文庫には甘露寺家に伝来した文化度即位礼に関する史料として、既述のとおり、「御即位御用留」、「御即位願書并諸司注進書等之留」、「御即位ニ付調進物・参勤并身下行願書略記」、「御即位願書留」が確認できる。そのうち「御即位御用留」は甘露寺家邸内で文化度即位礼に関わってやって来た人物とその対応について雑掌が作成した留書であったことは前節で述べた。

次に「御即位願書并諸司注進書等之留」を見てみよう。なお、論文末尾に収録した【表3】は「御即位願書并諸司注進書等之留」に記された願・伺・届及び書付（以下、各文書と略す）の内容・

20) 地下官人については、拙著『近世朝廷社会と地下官人』（吉川弘文館、2008年）参照。

21) 雑掌とは、公家の家政を取り仕切る人物のこと。拙稿「近世後期堂上公家勤修寺家の雑掌について―蔵人所衆地下官人袖岡文景『家記』を事例に一」（『史料館研究紀要』34、2003年。後に改稿して「堂上公家雑掌の地下官人」として前掲註20『近世朝廷社会と地下官人』所収）参照。

年代・作成・宛所などを記載順に記し、後述する「御即位願書留」、「御即位ニ付調進物・参勤并身下行願書略記」の記載をまとめた(「願書留」「下行略記」の項目の数字はそれぞれの記載順)。

「御即位願書并諸司注進書等之留」(以下、留書Aと略す)<sup>22)</sup>は、甲・乙・丙の3冊に分かれており、それぞれの表紙は甲が「文化十三丙子年十月ヨリ同十四丁丑年六月十四日迄」、乙が「文化十四丁丑年六月十五日ヨリ八月晦日マテ」、丙が「文化十四丁丑九月朔日同十五戊寅一」と記されており、「御即位御用留」と同様、「甘露寺殿」と記されている。甲・乙に比して、丙の分量は格段に少ない。内容は「御即位御用留」と同じように日次の記録であるが、「御即位御用留」と異なり面会相手や対応などはなく、各文書のみを記している(一部、各文書が提出された状況に関する記載あり)。また「御即位御用留」に「別記」と記されている記事が散見されるが、留書Aが「別記」のひとつに該当しよう(後述する通り留書Cも「別記」のひとつと思われる)。例えば、「御即位御用留」文化14年6月23日条には「中御門様より初川・座田等願書御廻也、別記ス」と記されているが、留書Aには府庁頭初川右兵衛大尉の「右兵衛府参勤願」(【表3】128)と座田図書権助の「内舍人参勤願」(【表3】129)が記載されている。さらに留書Aに記載された各文書は甘露寺家宛以外のものも記されているが、これらは各地下官人から即位伝奏の甘露寺家に直接提出するのではなく、統括する役職の者(地下官人なら「地下官人之棟梁」など)へ提出し、そこから即位伝奏へもたらされたことによる(各文書の作成・授受については次節で述べる)。実際の記載例として「右近府年預土山武辰御即位調進物願」(【表3】2)を見てみよう。右近府年預土山武辰は即位礼調度品の調進を願ひ出る「奉願上口上覚」を即位伝奏である甘露寺大納言の雑掌と即位奉行である中御門頭弁の雑掌宛で提出した。留書Aにはその全文が掲載されているが、その頭注に朱書で「文化十四七十九不被及御沙汰、願書返却」と記されている。すなわち、右近府年預土山武辰からの願ひは文化14年7月19日に不許可となり、願書が返却されたということがうかがえよう。このように留書Aは各文書を全文記載して、それに対する結果を朱書で頭注する留書であった。

次に「御即位ニ付調進物・参勤并身下行願書略記」を検証する。「御即位ニ付調進物・参勤并身下行願書略記」(以下、留書Bと略す)<sup>23)</sup>、他の文化度即位礼の史料と異なり横半帳で作成されており、内容は各文書の目録である。しかし、留書Aよりも留書Bの方が文書数は少ない。記載内容について、既述の「右近府年預土山武辰御即位調進物願」(【表3】2)を事例に見てみよう。留書Bには「一、土山淡路守右近年預ニ付右近府調進物願」と記されるのみで本文は記されていない。但し、ひとつ書きの頭注に「不用哉」と朱書が記されているように、留書Aの朱書は「文化十四七十九不被及御沙汰、願書返却」と記されており、明確な日付と結果が記されていることから、留書Bの朱書の方が留書の朱書Aよりも前に書かれていると推測できよう。留書Bの朱書が記された年代だが、文化14年7月に主殿寮が作成した「外弁幄調進下行米願」(【表3】145)以降には朱書が記されておらず、留書Bの「外弁幄調進下行米願」には「右伝奏江談処、追而勘考之由也」と記されているが、留書Aの朱書は「七七同上」と記されてい

22) 「御即位願書并諸司注進書等之留」(国立公文書館内閣文庫蔵145-800)。

23) 「御即位ニ付調進物・参勤并身下行願書略記」(国立公文書館内閣文庫蔵145-780)。なお、この史料について前掲註6拙稿「近世後期の即位儀礼をめぐる動向」でも取り上げた。

る。これは前の「南殿簾台調進願」の頭注朱書「七月七日殿下申入之处、口向無差支事候者可為勝手被命、同日伝奏江談候之处、追而可勘考之由也」と同じであるという意味であろう。文化14年7月中の他の各文書を見ると、留書Aには朱書があるが、留書Bにはないことから、留書Bの朱書は文化14年7月7日頃に記されたか、それ以降の各文書には朱書を付ける必要がないと判断したものと思われる。なお、留書Bには文化14年8月以降の願書は収録されていない。

では、留書Bの作成意図は何か。一見すると留書Aの目録のようだが順番はまちまちであり、各文書を完全に収録しているわけではない。表題に記されているような調進物・参勤・身下行（朝廷儀式に参加することで与えられる給米）の願書の全てを網羅しているわけではなく、その特質も判然としないが、ここではひとつの可能性を指摘しておく。すなわち、留書Bに収録された願書は、甘露寺国長が特に重要と感じ、各文書の集積が進んだ段階、すなわち文化14年7月から8月段階で整理した時の目録なのではなかろうか。当初、甘露寺家は「御即位御用留」と各文書の原本で即位伝奏としての業務を行っていたが、例えば、「幌他残米之内積分書付」（【表3】156）は留書Aの頭注に「七十三日下行帳ト一緒ニ殿下江上置」と朱書されているように、書付が「殿下」＝関白へと渡っており、文書の授受と集積を整理して目録とするために留書Bが作成された可能性が考えられよう。

次に「御即位願書留」を検証する。「御即位願書留」（以下、留書Cと略す）は<sup>24)</sup>、原表紙の一部が破損しているものの「文化十三年十月御即位願書留」と記された堅帳であり、「御即位御用留」や留書Aと同様の形態である。留書Aと同じように文化度即位礼に関する各文書が記載されているが、留書Aよりも点数が少なく、頭注朱書や各文書の結果について記されていない。留書Bと重なる各文書は多いものの、順番が同一であるわけではなく、留書Cの目録が留書Bであるとは考えにくい。留書C成立を理解する上で重要な点として、書き手が複数存在している点であろう。つまり、留書Cは甘露寺家が受け取った各文書を甘露寺家雑掌などが写したものであると思われる。その点、留書Aでも述べた「別記」は留書Cに記されている。

以上、小括してみたい。甘露寺家の文化度即位礼関係史料4点は次のように①～④として考えられよう。

- ①（前節で述べたように）「御即位御用留」は甘露寺家に「参上」した人物とのやり取り、甘露寺家にもたらされた各文書の概略、その対応について雑掌が作成した留書。
- ②留書Aは甘露寺家にもたらされた各文書の全文を清書したものの。
- ③留書Bは各文書の甘露寺家への提出が増加し、関白や武家伝奏へ各文書が移管されることも増えたため、仮整理の目録として文化14年7月ないし8月に作成したもの。
- ④留書Cは甘露寺家にもたらされた各文書の全文を甘露寺家内の雑掌などが写したものの。これは甘露寺家に差し出された各文書としては点数が少ないため、留書Cや原文書を改めて清書したのが留書Aである。

24) 「御即位願書留」（国立公文書館内閣文庫蔵145-787）。

#### 4. 高御座再生における記録の作成・授受

前節で見たように、即位伝奏である甘露寺国長のもとへは多くの文書が提出され、場合によっては関白・武家伝奏へも渡され、それらの写しや整理のために留書が作成された。中でも文化度即位礼の場合、天明の大火後初めての即位礼であり、調度品の焼失はもちろん記録自体も失われてしまっていた。ここでは即位礼の中で重要な調度品のひとつである高御座について、その再生の過程と再生をめぐる各文書の授受から即位礼遂行をめぐる朝廷内組織の様相を明らかにしてみたい。

高御座とは、紫宸殿に設置された天皇が座る空間・場所であり、重要儀式の際に用いられた。即位礼においては唐風装束に身を包んだ新天皇が着座して、即位を宣言して、群臣が平伏するという、最も重要なセレモニーに使用された。後柏原天皇による即位礼以降、紫宸殿に設置された高御座に着することとなっており<sup>25)</sup>、現在でも京都御所にその姿をとどめている。近年では天皇裕仁の死に伴う皇太子明仁の即位の際、京都御所から東京の皇居へ高御座を輸送する際の費用2億円の支出を税金で賄い、その輸送に自衛隊が出動することの是非が問題視された。その造りは<sup>26)</sup>、三段の黒漆塗継壇の上に八角形の高御座を設置し、八角の棟上にはそれぞれ金色の小型鳳凰、屋根にあたる蓋上には大型の鳳凰が飾られた。八角の棟下には玉幡が垂れて下がっており、天皇が座る場所には一層・二層が赤地の錦、三層が青地の錦を敷いた上に縹縹縁の畳(天皇・上皇・親王などの座所として縹縹錦の縁を用いた畳)2枚、御茵(敷物の一種)2枚を重ねた。継壇の周囲には朱塗の欄干があり、壇の東西には大宋屏風(唐人騎馬打毬を描いた屏風)を置いた。巨大かつ華やかな装飾であることがうかがえる。

天明8年(1788)正月晦日未明に東山団栗辻子で発生した火災は多くの町屋・寺社・公家屋敷などを燃やし尽くし、二条城・京都御所・仙洞御所を全焼させた。それから28年余の時を経た文化13年(1816)、光格天皇は讓位を決めたことにより、新天皇の即位の準備が進められることとなった。既述のとおり甘露寺国長は文化13年10月21日に即位伝奏に任じられているが、最初の懸案がまさに高御座であった。以下、「御即位御用留」文化13年10月26日条から11月11条までの高御座に関わる記事を見てみよう。

(文化13年10月26日条)

一、壬生官務江書取を以使を以被仰遣候、其儀者高御座若哉焼失二候哉、弥焼失二候者寸法并新調調進之事、寸法吟味書付可被差出候様申遣候処、承知也、

(文化13年11月4日条)

一、参上 壬生官務

此間被仰渡候 御即位ニ付、調進物之儀願書、大藏省一包・行事官一包・主殿寮一包等持参、外ニ此間御尋之 高御座丈尺寸法書一紙等茂差出候、且又宝永七年之度御調度新調御下行物之儀被仰聞候由也、

25) 藤岡通夫編『日本の美術 99 京都御所と仙洞御所』(至文堂、1974年)口絵。

26) 三浦周行『即位礼と大嘗祭』(京都府教育会、1914年。復刻版は神社新報社、1988年)108頁～111頁、金子岳史「大宋屏風と馬形障子」(『待兼山論叢美学篇』40、2006年)。

右 高御座丈尺寸法書御落手、且又右御下行銀者何程ニ候哉、惣高之処相尋候処、銀渡故、米帳ニ無之旨申候、左候得共右銀高并何方より請取候与申儀早々注進可有之候、尚又巨細之仕分直段之事、追々吟味之上可被差出候旨申渡候事、

（文化13年11月5日条）

一、参上 壬生官務代

昨日被 仰付候書付一紙差出候、御落手之旨答遣也、

高御座御直段并銀子請取候方等之事、別記ス、

即位伝奏に任じられたばかりの甘露寺国長は文化13年10月26日に「地下官人之棟梁」のひとりである壬生官務へ「高御座はもしかしたら焼失したのか、焼失したならば新調のために「寸法吟味書」を提出するように」と手紙を送り、壬生官務は承知の旨を伝えた。壬生官務とは既に述べたように官方地下官人統括者の壬生以寧である。11月4日、壬生官務は甘露寺家を訪問して依頼された「高御座丈尺寸法書」を提出した。これは【表3】の4に該当するものであり、留書Aには「高御座丈尺寸法書」の本文を写している。そこには「一、惣高壹丈八尺、〈従鳳頭壇床地覆迄〉」など高御座の各寸法の後に「右宝永七年之度新調被 仰付候」と記していることから、宝永7年（1710）に新調した際の記録を参照して「高御座丈尺寸法書」を作成していることがうかがえる。注目すべきは留書Aに記された「高御座丈尺寸法書」の差出人が行事官であるという点であろう。行事官とは官方地下官人で、右史生兼大和守の山口知昌のことである<sup>27)</sup>。この行事官の職掌は次のようなものであることが「地下諸役記」に記されている。

三節会紫宸殿御装束奉仕、外弁幄着、二月・十一月春日祭、四月賀茂祭贖物・祓物等調進、勤宮王代、四月・十月南殿御更衣奉仕之、紫宸殿御道具・御即位之御道具并御鳳輦・伊勢春日御神服・御宝其外諸社之御神服御神宝等調進之、并歳中紫宸殿御調台取置・取立申事、奉仕之、<sup>28)</sup>

様々な朝廷儀式で用いられる調進物の作成のひとつとして「御即位之御道具」が見えるが、11月4日に提出した「高御座丈尺寸法書」は、甘露寺国長から壬生官務へ提出を依頼し、行事官が作成して、官方地下官人を統括する壬生官務に提出され、そこから甘露寺国長に渡されたという文書の流れが確認できる。さらに甘露寺国長は壬生官務に対して「高御座下行銀総額（製作費）はどれくらいか」と尋ねたところ、判然としないという回答だったため、製作費（「銀高」と支出元を注進するよう命じている。翌日には壬生官務より「高御座御直段并銀子請取候方等」を記した「書付一紙」（【表3】10）が提出された。留帳Aによれば、「書付一紙」は「口上覚」と表題が付けられ、宝永7年高御座新調下行銀高は67貫986匁1分であり、「御下行銀帳面両伝奏衆雑掌中奥印ヲ以同年（宝永7年：筆者註）十一月廿一日関東より上京之役人平岡孫市・古川武兵衛方ニ而御下行銀請取候趣ニ御座候」と記されている。この「口上覚」も行事官による作成である。

27) 「地下次第」文化13年（京都府立総合資料館蔵下橋家資料2974）。この史料については松田敬之氏の御教示による。なお、地下官人の系譜史料であり刊行されている『地下家伝』の山口知昌の項目では文化9年11月19日に68歳で亡くなっていると記されているが、『地下家伝』の年齢・経歴の記載に誤りがあり、正しくは文政9年（1826）に68歳で死亡したものと思われる（『地下家伝』上、自治日報社、1968年、229頁）。

28) 「地下諸役記」（国立公文書館内閣文庫蔵146-711）。

さて、11月9日に宝永7年「高御座下行帳」が甘露寺国長へ提出された（【表3】19）。その後、甘露寺国長と壬生官務・行事官との高御座に関するやり取りは11月29日まで見えない。その理由が同日条に記されている。

(文化13年11月29日条)

一、参上 壬生官務

此間被仰下候 高御座之旧記所見不仕候、尚見当次第可申上之旨申居候、行事官方も吟味仕候処、漸古図一枚写入御覧候由也、

右段々面働之段御挨拶申述、図者暫被留置候旨申述候事、

壬生官務は「高御座之旧記」が見当たらず、行事官にはようやく「古図」が1枚あったのみで、それを「御覧」に入れた。その後、年が改まって翌文化14年正月晦日、壬生官務は甘露寺国長へ「行事官方先々より調進 高御座絵図并寸法書・宝永之度新調々進之図」が提出された。甘露寺国長は「高御座之儀ニ付、旧記等行事官ニ所持無之哉」と尋ねたが、行事官からの回答は「段々吟味仕候得共旧記等無御座候、慶長之度書留之内二年月不相分候得共 高御座之書付有之候」という回答であるように、「旧記」はないが、「慶長之度書留」の中に年不詳の書付があると述べている。この行事官の返答に対して高御座製作が一向に進まない甘露寺国長はわずかばかりの希望の光を見出したのであろう、壬生官務へ次のように伝達し、壬生官務からの返答を得ている。

(文化14年正月晦日条)

一、行事官催之事ニ付、高御座之儀ニ付、行事官江直ニ御達并御調向等先例有之哉、又者催之事故其度々官務江被仰聞候上相達候哉御尋ニ付、催之儀故先例一々私承相達候様申上置候得共、尚亦行事官方尋向候処、先例者相掛引之儀直ニ伝 奏・御奉行より御座候由申出候、私儀も 御用多御座候得者入組候高御座 御用之儀、自然間違候而者恐入候間、何卒 高御座一件直ニ行事官江御引合可被下之旨申上候由之事、

すなわち、高御座製作について、「地下官人之棟梁」である官務を経ずに行事官へ「直ニ御達」などの先例はあるか、または「催之事」<sup>29)</sup>であることから、壬生官務を通じて行事官へ伝達した方が良いか、という甘露寺国長の意見に対して、「催之儀」なので一々壬生官務より行事官へ伝達しているが、「御用」が多いので高御座一件は行事官へ直接伝達してもらいたい、と壬生官務は返答している。甘露寺国長は先例を気遣いながらも円滑な高御座製作に向けて、イレギュラーな伝達ルートの形成を行なっている。

ところで既述のとおり三段の継壇の上に高御座が設置されているが、2月19日に甘露寺国長はこの継壇が「天明七年大嘗会之節 高御座継壇御再興」なのでどのような形態であるかを直接行事官に問い合わせている。しかし、行事官は「天明七年大嘗会之節祖父・家父共ニ故障ニ付、御用之儀親族共江頼置候故書留等甚以不行届、今少之処難相分候、其節下職候者江申付候故、其者吟味仕候得得与可相分候」と返答している。すなわち、天明7年(1787)の時は祖父・父ともに「故障中」であり、親族へ頼んだため「書留等」が不十分であった、「下職者」へ申し付けたのでその者へ問い合わせれば分かるだろうという返答である。

29)「催之事」「催之儀」とは、この場合、壬生官務が官方地下官人統括者＝催官人の意味。「地下官人之棟梁」と同じ意味である。催官人については前掲註20拙著『近世朝廷社会と地下官人』参照。

その後、詳細なやり取りを踏まえて、4月11日に高御座も含めて全ての下行帳が甘露寺家へ提出された。その下行帳は「宝永之度 高御座已下総而新調被 仰付候調進物并身下行共ニ帳面新ニ写取、御近例安永之度与見合セ何々者御再興有之増候分、何々者御不用ニ付被減候分、総而相違之処附札ニ而」（4月8日条）示すことが記されているように、宝永度即位札下行帳の写しを新たに作成し、安永度の近例と比較して、増減分を附札で提示したものであった。下行帳は宝永度同様武家伝奏へも提出され、その後、製作費削減を幕府より命じられたが、それに対抗して、8月晦日に出来上がった<sup>30)</sup>。

以上、小括してみたい。

第一に、即位伝奏である甘露寺国長の家には過去の高御座製作費を把握する文書・記録が存在していない。すなわち、即位伝奏の前任者の家から文書・記録が伝えられていないことがうかがえる。文化度即位礼の前である安永度即位礼の即位伝奏を務めた広橋家に訪ねている様子も確認できない。これは文書管理の空間（役所など）が存在し、後任者への文書・記録の引き継ぎもスムーズに行われる江戸幕府のシステムとは大きく異なっている<sup>31)</sup>。

第二に、過去の高御座製作費の確認のためには地下官人の家に集積された文書・記録が重要な役割を果たした。平安時代後期以降、律令制の衰退によって官司請負制が生まれ、その家業を独占的に世襲で務めていく体制が確立していった<sup>32)</sup>。朝廷儀式を円滑に進めるため文書・記録を集積したことによって「日記の家」が成立するが<sup>33)</sup>、近世朝廷の場合、「日記の家」は特殊な存在ではなく、「地下官人之棟梁」のような統括者ではない地下官人層にも広がっていることがうかがえる。そのような存在は朝廷儀式を運営する高官の堂上公家にも不可欠な存在であり、公家社会の重要な「疑似アーカイブズ（文書館）」であった。

第三に、地下官人が公家社会の重要な疑似アーカイブズであったものの、行事官の場合、安永度に祖父・父が「故障中」のため「書留等甚以不行届」であり、記録管理が不十分であった。これは官司請負制による家族間の家業独占と服忌という前近代社会の特徴が垣間見られる。

第四に、宝永期の高御座製作に当たって作られた下行帳は武家伝奏雑掌が奥印をして「上京之役人平岡孫市・古川武兵衛」に渡されて下行銀が支給されている。平岡・古川は幕府代官のうち「五畿内并江州・播州・丹州御代官」であったことから<sup>34)</sup>、畿内幕領から支給されたことが分かるが、下行帳の提出に介在しているのがあくまでも即位伝奏ではなく、武家伝奏雑掌であった。拙稿でも述べたように、文化度大嘗会の下行米の増額交渉は武家伝奏と京都所司代によって行なわれた。主な経費に関わる部分は即位伝奏では武家伝奏が役割を担ったことがうかがえよう。

以上の高御座製作を取り巻く各文書の授受や管理と組織構造をまとめると【図】のようになる。

30) この間の高御座製作の様相については別稿で述べたい。

31) 大友一雄『江戸幕府と情報管理』（臨川書店、2003年）。戸森麻衣子「幕府勘定所における文書の整理と管理」（国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、2015年）。

32) 官司請負制については、佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、1983年）。

33) 「日記の家」については前掲註1松蘭齋『日記の家—中世国家の記録組織—』。

34) 「（一統武鑑）正徳元年（深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』7、東洋書林、1997年、41頁）。

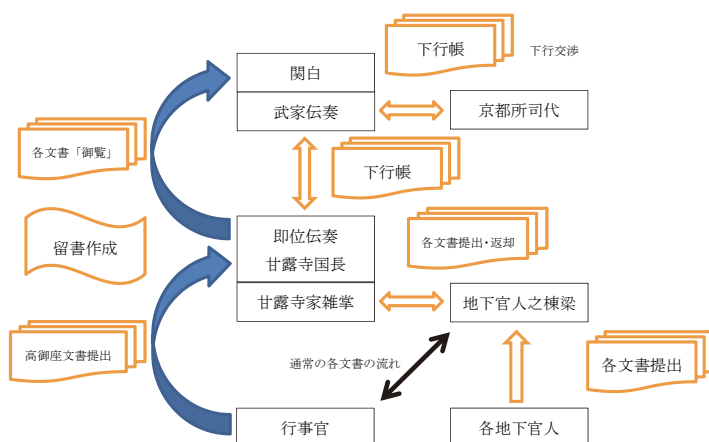


図 文化度即位礼をめぐる各文書の授受と組織

## おわりに

最後に本稿のまとめを行なう。

- ①文化度即位礼の際に即位伝奏を務めた甘露寺国長のもとには多くの願・伺・届及び書付、または帳簿が提出された。それらは甘露寺家に集積され、認められなかった各文書は作成者へ返却され、場合によっては関白・武家伝奏に送られた。特に即位礼経費である下行米・下行銀の帳簿は武家伝奏にも伝えられ、武家伝奏が処理をした。
- ②そのうち、甘露寺家に「参上」した人物と彼が提出した各文書、それをめぐる対応について甘露寺家雑掌が作成した留書が「御即位御用留」である。
- ③「御即位願書并諸司注進書等之留」（留書A）は甘露寺家にもたらされた各文書の全文を清書した留書であり、朱書で結果が記された。「御即位願書留」（留書C）は各文書の一部を甘露寺家雑掌たちが記した留書である。「御即位願書并諸司注進書等之留」（留書B）は各文書の甘露寺家への提出が増加、甘露寺家以外への移管が増加した際に仮目録として作成した留書である。
- ④即位伝奏である甘露寺家には過去の高御座製作費を把握する文書・記録が前任者から文書・記録が伝えられておらず、過去の即位礼に関与した地下官人の家の記録に依拠する必要があった。「疑似アーカイブズ（文書館）」と評価し得る地下官人の記録であったが、記録の集積が不十分であったため、十全としたシステムではなかった。記録の集積が不十分であった理由は、過去の儀式の際に服忌によって家業が務められないという家業独占の弊害であった。

不十分な記録の集積を補うために利用されたのが、近世後期以降、自家の矜持のために能力

35) 前掲註20拙著『近世朝廷社会と地下官人』、拙稿「寛政期有職研究の動向と裏松固禪」（『近世公家社会における故実研究の政治的社会的意義に関する研究 研究成果報告書』（2002年-2004年度科学研究費補助金基盤研究（B）、研究代表者・吉田早苗 2005年）、拙稿「近世後期地下官人の有職知一内膳司濱島等庭をめぐって」（『論集きんせい』29、2007年）。



を蓄えてきた地下官人たちの「学知」であった<sup>35)</sup>。文化度即位礼の場合、文化14年5月18日、行事官は「内弁幄覆之事」について不分明であったため「内々濱島民部権少輔江も相談」して「古来大極殿之前幄之絵」を借用している。「濱島民部権少輔」とは、地下官人の内膳司・濱島等庭のことであり、「本朝之礼儀典故等累年収練、彼是有勤勞」<sup>36)</sup>という理由のために民部権少輔に任じられた朝廷儀式や有職故実に通じていた人物である。また、甘露寺国長自身も同年6月20日に谷口式部少丞を召し出して、「標勘物」について「御直談」しているが、谷口式部少丞とは外記方地下官人の谷口胤祿のことであり、既述の行事官が通常は官方地下官人の催官人である壬生官務を通じたやり取りであるように、通常は大外記を通じて相談をすべき相手である。しかし、「標」（即位礼の際に参仕者の立ち位置を示した木札）のことが不分明であった甘露寺国長はその勘物を谷口胤祿に提出させた上で、詳細を相談している。なお、谷口胤祿は地下官人ではなかったものの、「故実相励、濱嶋に相統候者」という理由で式部省地下官人に取り立てられた人物である<sup>37)</sup>。このように「疑似アーカイブズ」の不十分さを「知」の集積で補っており、近世後期の朝廷儀式を取り巻く文書・記録と儀式運営の特徴として評価し得よう。

---

36) 『地下家伝』下巻（自治日報社、1968年）1051頁。

37) 「伊光記」（東京大学史料編纂所蔵2073-167）文化5年4月11日条。

表3 「御即位願書并諸司注進書等之留」に記された願・伺・届及び書付

内容	年代	作成	宛所	備考	願書留	下略記	下行略記朱書
1 即位調進物願書延引書付	11月3日	官務	-	中御門頭弁御直達	-	-	-
2 右近府年預武辰御即位調進物願	子11月	右近府年預土山淡路守武辰	甘露寺大納言様 雜掌御中・中御門頭弁様雜掌御中	朱書「文化十四七十九不被及御沙汰、願書返却」	1	1	「不用哉」
3 御房代御手水之具調進願	文化13年子11月	主水司橋本主水佑・橋本備後守	甘露寺大納言様 雜掌御中・中御門頭弁様雜掌御中	朱書「此分文化十四七十九願之通相済分」	8	2①	「御下行於同様ハ、無違乱様可然哉」
4 高御座丈尺寸法	子11月	行事官	-	朱書「文化十四年五月十三日寸法此書付之通被仰付候旨、於非藏人口奉行立会申渡了」	63	-	-
5 高御座以下御調度新調願	子11月	行事官大和守	官務殿	朱書「此分文化十四年五月十三日宝永度之通被仰付相済分」	2	49-①	「大略御沙汰済哉」
6 御即位御調度	子11月	行事官	-	朱書「此分同十四年被仰付相済分」	3	49-②	「大略御沙汰済哉」
7 御調度調進願	子11月	大藏省	官務殿	朱書「此分文化十四七十九諸事願之通調進被仰付相済」	5	44-①	「大略御沙汰済哉」
8 大藏省木工寮左近府調進	子11月	大藏省	-	-	6	-	-
9 修理職同様調進願	子11月	主殿寮	官務殿	朱書「此分文化十四七十九願之通被仰付」	62	-	-
10 高御座新調御下行銀口上覚	子11月	行事官	-	-	4	49-③	「大略御沙汰済哉」
11 安永九年之度御即位調進物藏人方	子11月	出納	-	朱書「文化十四七十九悉先例通被仰付相済了」	10	-	-
12 宝永七年御即位之度	子11月	出納	-	-	11	-	-
13 出納・内藏寮年預・右近府庁頭調進願	子11月	出納豊後守・出納内藏権頭	甘露寺大納言様・中御門頭弁様御雜掌御中	朱書「文化十四七十九一統願之通被仰付相済分、塗物分者已前取掛被仰付候事」	9	-	-
14 御手水具出納調進願	子11月	出納豊後守・出納内藏権頭	甘露寺大納言様・中御門頭弁様御雜掌御中	朱書「文化十四七十九不及御沙汰相済分、尤願書於非藏人口御返し」	12	40	「御下行於同様ハ、無違乱様可然哉」
15 御房代御手水之具調進願	文化13年子11月	主水司橋本主水佑・橋本備後守	出納殿	朱書「文化十四七十九御近例願之通被仰付之分」	13	2②	「御下行於同様ハ、無違乱様可然哉」

16	覽嘗新調願	11月	權少外記中原康 禰・少外記職頭・ 少外記禹昌	大外記殿	朱書「文化十四七十九先例之通調進被仰付相濟」	61	28	-
17	版位新調願	11月	上召使青木内藏 少允	大外記殿	朱書「同」	64	5	「下行帳有之哉、召 使版調進願」
18	左近府宇頭元章御即位調進物願	11月	左近府宇頭富嶋 左近將監	甘露寺大納言様 雜掌御中・中御 門頭弁様雜掌御 中	中御門頭弁御直達。朱書「同不被及御沙汰、願書 返却」	7	6	「不用哉」
19	高御座御下行帳	寅（宝永 7）年11月	高野前大納言家 津田主税・渡辺 伊織・庭田前大 納言家水嶋右 近・多田弾正	古川武兵衛殿・ 平岡孫市殿	壬生官務持參	14	-	-
20	安永九年御即位着礼服參勤官方權	-	-	-	壬生官務持參	-	-	-
21	御調度凡百日相懸出来口上覽	子11月	出納	-	出納注進	60	-	-
22	修理職御祝米頂戴願	11月	修理職	甘露寺大納言様 御雜掌中	朱書「殿下御覽、去年相濟、四月三日武伝江附候 処、同月八日外之願書被返候節、此分「 」」（ノ 下判読不能）示了、六月十一日武伝より被返、同 十三日高嶋監物相招、御祝米之儀者先例茂無之雖 出来二付、願書被返下候事、御差因事二而者決而 無之候得共、仮建御拜領之事ハ先例茂有之候故、 其筋江被願候ハ、如何二候哉、何分御祝米ハ不被 及御沙汰候間、其旨可被相心（「得」脱カ）申聞了」	-	-	-
23	隨身一統御祝米頂戴願	子12月	府隨身土山淡路 守	甘露寺大納言様 雜掌御中・中御 門頭弁様雜掌御 中	中御門頭弁へ御達。朱書「殿下御覽、去年相濟、 四月三日附武伝置候処、同月八日被返、先例茂有 之間、下行帳ニ可相載之旨被示了」	16	30	-
24	府隨身中將代少將代參勤願	子11月	府隨身右近府年 頭土山淡路守武 辰	甘露寺大納言様 雜掌御中・中御 門頭弁様雜掌御 中	-	17	7	-
25	御即位並由奉幣日時定調進物新調願	12月	掃部頭	-	大外記持參	19	45	「悉下行帳ニ有哉、 軒下行御讓位警固々 閑日二石被宛行、自 余五斗宛也、以其准 把御勘弁可有之哉」

26	中務省参勤願	12月	中務少丞三善亮 續	官務殿	朱書「此願書正月十一日殿下御覽相済」	18	8	-
27	両面・布苞丈尺注進	-	出納	-	中御門頭弁へ出納差し出す	-	-	-
28	軾音円座木製調進願	12月	掃部頭	-	大外記差し出す。朱書「此願書正月十日殿下藤江御上之事」	20	46	「〔虫捐〕円座下行劔靈渡御調進三枚、圓白大料九斗宛加増如何哉、御勘弁可有哉」
29	安永九年御即位着礼服参勤外記方催	-	-	-	大外記差し出す	15	-	-
30	天文四年高御座寸法事	(文化14年正月)	-	-	官務持参	-	-	-
31	高御座図面之覚	(文化14年正月)	-	-	官務持参	-	-	-
32	宝永年中高御座調進之絵図	(文化14年正月)	-	-	官務持参	-	-	-
33	御祝米頂戴願	文化14年正月	後院寺官嶋田近江介・嶋田内匠助・嶋田主計頭	甘露寺大納言様 雑掌御中・中御門頭弁様雑掌御中	中御門弁御達。朱書「二月四日殿下御覽相済、四月三日武伝江波附候处、同八日武伝より被返、先例も有之の間、下行帳ニ可相載旨被示了」	22	58	-
34	惣官他御即位御祝米拝願願	丑正月	-	-	執次第一土山波路頭差し出す。朱書「二月四日殿下御覽相済、四月三日武伝江波附、四月八日武伝より被返候、先例も有之の間、下行帳ニ可相載之旨被示了」	21	-	-
35	檢非違使御祝米頂戴口上覚	丑正月	勢多大判事	别当殿雑掌御中	鷺尾别当御直達。朱書「二月十殿下御覽相済、四月三日武伝江波附之処、同八日被返、先例も有之の間、下行帳ニ可相載旨被示了」	23	-	-
36	檢非違使御祝米頂戴願	丑正月	勢多大判事	别当殿雑掌御中	朱書「同」	24・59	-	-
37	左右衛門府参勤願	丑正月	高木左衛門府生 他8名	别当殿雑掌御中	-	25	9	-
38	右近将曹中将代少将代参勤願	丑2月	府隨身土山右近将曹武理	甘露寺大納言様 雑掌御中・中御門頭弁様雑掌御中	府隨身土山右将曹差し出す	27・58	10	-

39	左近将曹中将代少将代参勤願	丑2月	府隨身兼帶刀長三上左近将曹	甘露寺大納言様 雜掌御中・中御 門頭弁様雜掌御 中	府隨身兼帶刀長三上左近将曹差し出す	28	11	-
40	御議位調進書付	丑3月	出納	-	朱書「此一冊繪図添、五月十三日此区之通可調進、 於非藏人口被仰渡候事」	26	-	-
41	中将代少将代参勤願	丑3月	多右近将曹忠 暉・多右近将曹 忠惟	-	立入左京より内願。朱書「殿下御済有之分」	59	12	-
42	中将代参勤願	文化14年 丑4月	三宅左近将監源 直昇	甘露寺様御雜掌 中	朱書「四月廿五日殿下御覽相済」	65	13	-
43	御祝下行米頂戴願	文化13年 11月	速水長門介裕益 他24名	六条前大納言殿 御雜掌中・山科 前大納言殿御雜 掌中	武家伝奏より。朱書「四月廿五日殿下御覽相済」	66	64	-
44	御祝儀米頂戴願	文化14年 丑3月	富右近将曹敦寅 他3名	六条前大納言殿 御雜掌中・山科 前大納言殿御雜 掌中	朱書「同」	67	-	-
45	安永度藏人方参勤交名	-	-	-	別紙「御即位并由奉幣日時定陣儀御下行」「御即位 位由奉幣御下行」「御即位御下行」	-	-	-
46	安永度両局交名	-	-	-	官務持参	-	-	-
47	御即位御調度	丑4月	行事官	-	-	-	-	-
48	高御座丈尺寸法	丑5月	行事官	-	行事官持参。朱書「此寸法御不用書付返却、五月 十三日申渡了、尤被仰付候ハ寸法茂宝永度調進之 通之コト、右於非藏人口奉行立会申渡了」	69	-	-
49	高御座帳中龍鬘御座相改口上覚	丑6月	行事官	-	-	46	62	-
50	鼓師・鉦師装束之事	丑5月	出納	-	-	70	38	「悉下行帳有之哉」
51	高御座造立書付	丑5月	行事官	-	出納持参	68	-	-
52	由奉幣請奏調進願	5月	内藏寮大江盛敏	大外記殿	中御門頭弁より。朱書「五月十七日殿下様御覽相 済」	72	14	「御下行於同様者無 違乱様可被仰付哉」
53	大宋御屏風二双新調願	丑5月	出納	-	出納内藏権頭持参。朱書「五月十七日殿下様御覽 相済」	74	41	「安永比大宋御屏風 當時有差。御勘弁之 上、可被仰附哉」

54	御即位・由奉幣日時定陣儀參勤願	丑5月	藏人所兼岡田出羽守他6名	出納殿	朱書「五月十七日殿下様御覽相済」	73	15	〔由奉幣參勤下行願、明和八年・安永九年無下行〕〔但元無下行參勤之處〕
55	鉦師・鼓師裝束	-	兵軍寮河越兵軍助	-	押小路大外記より差し出す	85	-	-
56	大宋御屏風四双御修復・三及新調願	丑5月	行事官	官務殿	官務持參。朱書「同月廿日殿下御覽相済」	81	50	〔御不益無之様可被仰附哉〕
57	左右史生參勤願	丑5月	右史生紀尹昌・左史生知昌	官務殿	朱書「同月廿日殿下御覽相済」	79	51	〔史生兩人下行願<但安永度一人分>〕
58	由奉幣發遣之節南殿御裝束奉仕參勤願	丑5月	行事官	官務殿	朱書「同上」	80	52	〔由奉幣御拝南殿鋪設史生參勤下行等願、寛政三年已來例幣年來無下行參勤〕
59	史生參勤願	丑5月	内匠寮	官務殿	朱書「同上」	82	54	〔史生二人參勤願無先例〕
60	梅ヶ畑四ヶ村供御人獅子狛番參勤下行頂戴願	丑5月	行事官	官務殿	朱書「同上」	83	53	〔梅畑供御人獅子狛願<但別段先例有哉>〕
61	御即位調進物色目	丑5月	大藏省	-	官務持參。朱書「大藏省より差出ス、願書以下廿日殿下御覽令仰留給、此分伺之通御治定ニ付、殿下より返候ニ付、十日夜官務江総函分一揃と被返候、尤出納同様ニ相心得、勝手ニ可取掛旨被仰渡候コト」	77	44④	〔大略御沙汰済〕
62	由奉幣内宮御幣物調進願	丑5月	大藏省少丞弘業	官務殿	-	75	44②	〔大略御沙汰済〕
63	次將鉾御修復願	丑5月	大藏省	官務殿	-	76	44③	〔大略御沙汰済〕
64	由奉幣外宮御幣物調進願	丑5月	左官掌兵部少丞紀氏意	官務殿	朱書「同月同日殿下御覽相済」	84	16	〔先例且下行帳ニアリ、無子細哉〕
65	左近府方御調度調進願	丑5月	左近府年預弘業	官務殿	朱書「此儀十日官務江被仰渡候ニ付、如先規被仰付候ニ相成候分、尤今日殿下より御返候コト」	78	44⑤	〔大略御沙汰済〕
66	由奉幣内藏寮請奏調進願	丑5月	出納内藏権頭	甘露寺大納言様・中御門頭弁様御雜掌中	朱書「即日殿下御覽相済」	86	42	〔御下行於同様者無違乱様可被仰付哉〕
67	安永度礼服御覧行列	-	出納	-	出納内藏権頭持參	-	-	-
68	調進物中通り御下行	-	出納	-	朱書「此分別帳ニ可除、十日夜阿名江被仰付」	-	-	-

69	調進物下通り御下行	-	出納	-	朱書「此分中ニ直し別帳ニ可載コト、同上」	-	-	-
70	高御座寸法書付	丑5月	行事官	-	朱書「六月二日殿下江被上候事」	71	-	-
71	内侍所御下机寸法書付	丑5月	行事官	-	朱書「同」	-	-	-
72	御即位御調度御治定之分	丑5月	行事官	-	-	-	-	-
73	御即位御調度御治定無之分	丑5月	行事官	-	-	-	-	-
74	御即位調度物	丑5月	出納	-	-	-	-	-
75	未取掛無之分	-	出納	-	-	-	-	-
76	御即位御調度之内御治定ニ付取掛候分	丑6月	行事官	-	-	-	-	-
77	高御座御下行帳	文化14丁 丑年6月	行事官大和守	甘露寺大納言様 御家雜掌御中・ 中御門頭弁様御 家雜掌御中	-	-	-	-
78	御即位調進物	丑6月	出納	-	-	-	-	-
79	両面代丈尺下行書付	丑6月	出納	-	朱書「此分ヲ下之積ニ宛一帳ニ可載、十日夜両名江被仰渡、尤出納可伝ノコト」	-	-	-
80	左右衛門府同役參勤願	6月5日	勢多大判事	甘露寺大納言様 雜掌御中・中御 門頭弁様雜掌御 中	「勢多大判事より内々差出候願書」「此内願書即日殿下ニ被上候事」	-	-	-
81	内々積書	-	-	-	3冊。官務持參	-	-	-
82	内々積書、但シ上之積	-	-	-	官務注進。朱書「此分一冊被留置候」	-	-	-
83	御即位・由奉幣日時定陣儀參勤願	丑6月	弁侍和田主計大 属	官務殿	朱書「六月十七日殿下御覽相濟、下行之事有之故武伝江達置」	87	-	「所衆流例無下行御勘弁哉」
84	御即位・由奉幣發遣陣儀參勤願	丑6月	弁侍和田主計大 属	官務殿	朱書「同上」	88	-	「御讓位見合可被宛行哉」
85	史生參勤願	6月	両主殿寮	官務殿	朱書「六月十七日殿下御覽相濟、下行願有之ニ付武伝江達置」	89	-	-
86	御祝米頂戴願	丑6月	辻下野守・安倍 信濃守・岡甲斐 守	四辻大納言様御 内松岡造酒殿	四辻前大納言様御達。朱書「同上」	31	-	先例無子細哉
87	史生參勤願	6月	掃部頭	-	朱書「六月十七日殿下御覽相濟、同武伝江達」	92	-	「先例無之、見合等御勘弁哉」

88	覽營新調御加増願	6月	権少外記中原康 稗・少外記兼少 内記職頭・少外 記兼少内記高昌 祿	大外記殿	朱書「同上」	93	48	「御讓位御用一營二 石ニテ調進御勘考」
89	史生參勤願	6月	式部省少丞平胤 祿	大外記殿	朱書「同上」	90	21	「御讓位見合可被宛 行哉、但史生御勘弁」
90	參勤願	6月	少納言待山根因 書属	大外記殿	朱書「同上」	91	22	「御讓位見合可被宛 行哉」
91	内蔵寮調進願	6月	内蔵寮大江盛敬	大外記殿	朱書「六月十七日殿下御覽相濟」	32	-	-
92	御即位応永二十一年之度御劍聖他 書付	-	-	-	-	94	-	-
93	礼服御覧下行願	6月	内蔵寮	-	朱書「六月十七日殿下御覽相濟、武伝江達」	29	23	-
94	礼服御覽史生二人下行願	6月	内蔵寮	大外記殿	朱書「同上」	30	24	「先例無之、見合等 御勘弁哉」「但シ先 例より依願參勤者被 仰下候由」
95	平絹幔御下行付	-	大蔵省	-	官務持參	-	-	-
96	判官人教書	-	-	-	勢多大判事注進	-	-	-
97	右兵衛府參勤願	丑6月	速水右兵衛大尉	甘露寺大納言様 御雑掌御中・中 御門頭弁様御雜 掌御中	朱書「六月十七日殿下御覽相濟」	33	25	-
98	中将代少将代參勤願	6月	安倍右近将監	四辻大納言様御 内松岡造酒殿	朱書「同日殿下御覽相濟」	34	26	-
99	修理職より注進書付	文化14丑 年6月	棟梁	御修理職御役所	「此儀者議奏御役中故御商量」	-	-	-
100	中将代少将代參勤願	6月	辻下野守・安倍 信濃守・岡甲斐 守	四辻大納言様御 内松岡造酒殿	朱書「同日殿下御覽相濟」	35	-	-
101	修理職幔丈数積之書付	丑6月	棟梁	-	番長代より相達	-	-	-
102	修理職驅入用代額積り書	丑6月	棟梁	御修理職御役所	番長代より相達	-	-	-
103	幅殿申上付	丑6月	大賀肥後	甘露寺大納言様 御家来中	番長代より相達	-	-	-
104	御即位調進物	丑6月	大蔵省	-	官務持參。「取掛申候」	-	-	-



105	御即位調進物	丑6月	大藏省	-	-	官務持参。「此節取掛申候」	-	-	-
106	未取掛無之分	丑6月	大藏省	-	-	官務持参	-	-	-
107	平絹幔御下行付	-	大藏省	-	-	朱書「此一帳七八殿下江上置」	-	-	-
108	五間之櫃下行帳 上之分	-	主殿寮	-	-	-	-	-	-
109	五間之櫃下行帳 下之分	-	主殿寮	-	-	-	-	-	-
110	高御座調進前借銀願	丑6月	行事官	甘露寺大納言様 御雜掌御中・中 御門頭弁様御雜 掌御中	甘露寺大納言様 御雜掌御中	行事官山口治部丞持参。「此前借一件者武伝御 取計之事、仍一会伝奏上者御落手置也」	41	61	-
111	中将代少将代参勤願	丑6月	多大和守	-	-	朱書「六十九殿下御覽相濟」	37	-	-
112	先例隼人司所役書付	-	-	-	-	官務持参	-	-	-
113	御即位次第	6月	官務	-	-	-	-	-	-
114	調進物中通御下行帳	6月	官務・大外記・ 出納	-	-	「此中下通帳面二冊武伝江今一応可差出旨二付、 七月六日又為差出武伝江七日相渡了」。朱書「此 帳御調へ二付、七月四日官務江返却候事」。	-	-	-
115	調進物下通御下行帳	6月	官務・大外記・ 出納	-	-	同上。朱書「七月四日此分官務江返却書改事」	-	-	-
116	壁代之書付	丑6月	行事官	-	-	-	-	-	-
117	中将代少将代参勤願	6月	水口左近将曹	甘露寺大納言 様・中御門頭弁 様御雜掌御中	-	朱書「六十九殿下御覽相濟」	36	60	-
118	大末御屏風調進口上覚	丑6月	行事官	-	-	-	43	41・50	(不明)
119	御即位御調度御治定之分	丑6月	行事官	-	-	朱書「六廿六武伝達」	-	-	-
120	御即位調進物	丑6月	出納	-	-	朱書「此書付武伝奏月番山科家江即日御達也」	-	-	-
121	礼服御覧・御当日参勤願	丑6月	内蔵寮史生矢田 謙岐目・矢田伊 勢大丞	出納殿	-	「此分六廿三殿下相濟」	42	43	-
122	次将鉾修復料書付	丑6月	大藏省	-	-	官務持参。朱書「此儀六廿七武伝江御示談之処、 先例も有之、無子細哉之由」	-	-	-
123	次将鉾修復願	丑6月	大藏省	-	-	朱書「六廿三伝奏山科様御達之事」「七月八日如 先例御修復之事、願之通被仰付候旨、於非藏人口 官務江申渡候」	-	-	-

124	簾台調進書付	6月	官務	-	-	朱書「此儀御不用候」	-	-	-
125	大宋御屏風御有合三分御修履願	丑6月	出納	-	-	朱書「六廿七可為此通被命」	44	41・50	(不明)
126	御即位調進厚円座書付	-	-	-	-	大外記持参	-	-	-
127	内舎人参勤願	丑6月	内舎人藤木間部丞	-	-	朱書「六廿七殿下御覽相済」	40	32	-
128	右兵衛府参勤願	丑6月	府庁頭初川右兵衛大尉	甘露寺大納言様御雑掌御中・中御門頭弁様御雑掌御中	甘露寺大納言様御雑掌御中・中御門頭弁様御雑掌御中	朱書「六廿三殿下御覽相済」	38	33	-
129	内舎人参勤願	丑6月	座田図書権助	-	-	朱書「六廿三殿下御覽相済」	39	31	-
130	少将代左右将曹参勤願	丑6月	左近将曹藤原武備	甘露寺大納言様御雑掌御中・中御門頭弁様御雑掌御中	甘露寺大納言様御雑掌御中・中御門頭弁様御雑掌御中	朱書「六廿七殿下御覽相済」	45	29	-
131	大宋御屏風四双御修復都合七双願	丑6月	行事官	-	-	朱書「七月六日可為何通奉行より被申渡了」	-	-	-
132	御祝米頂戴願	文化14丑年6月	中川左近番長意春他11名	甘露寺大納言様・中御門頭弁様御雑掌御中	甘露寺大納言様・中御門頭弁様御雑掌御中	水口左番長持参。朱書「六廿七殿下相済、此分伝奏相済」	-	-	-
133	獸形帽額・内弁廳設所書付	丑6月	行事官	-	-	朱書「六廿七殿下江上置」	47	56①	-
134	高御座帳中龍鬘絵図寸法改書付	丑6月	行事官	-	-	-	-	-	-
135	永禄三梅ヶ畑女房奉書	-	-	-	-	-	-	-	-
136	六位丞参勤口上覚	6月	少丞三善亮績	-	-	官務持参。朱書「七月八日殿下江申入了」	51	-	-
137	御即位調進物鉦鼓小馬形台御修復取掛書付	7月朔日	兵庫寮	-	-	朱書「此分不及沙汰コト」	-	-	-
138	御休幕之殿調進願	丑7月	主殿寮	-	-	朱書「七日殿下御覽相済、七十九一統ニ調進被仰出候ノ内、於非藏人口官務へ申渡相済也、但班腰緋白ニ御治定、尤申渡了」	52	36	-
139	図書寮一人所役書付	-	-	-	-	官務持参	-	-	-
140	御即位御調度下行米減方難出来趣申出書面御達	-	-	-	-	武伝御達。「所司代より書付之由」	-	-	-

141	大宋御屏風二双御絵調進口上覚	丑7月	出納	-	朱書「七月七日可為同通殿下被伝仰、同八日右之通於非藏人口出納申渡」	50	41・50	(不明)
142	大外記家記抜書	-	-	-	-	-	-	-
143	南殿簾台調進願	丑7月	行事官	官務殿	官務持參。朱書「七月七日殿下申入之処、口向無差支事候者可為勝手被命、同日伝奏江談候之処、追而可勘考之由也」	48	55	「伝奏追而勘考之由」
144	南殿簾台仕様書付	丑7月	行事官	-	-	-	-	-
145	外弁幄調進下行米願	7月	主殿寮	-	朱書「七七同上」	49	35	「右伝奏江談処、追而勘考之由也」
146	平絹班毬廻り端之儀伺	7月	大蔵省	官務殿	朱書「七七殿下江入覽候処、御留被遊候事、七八纏之端廻御治定殿下被命、同日於非藏人口官務江申渡了」	-	-	-
147	褰帳女王先例之通願	7月7日	資延	甘露寺大納言殿	白川二位御持參。朱書「七月八日殿下江上ル、同日附議奏広橋並相披露ノコト、十二日可為伺通、議奏伝奏伯二位江申渡」	-	-	-
148	高御座御下行銀先例通願	丑7月	行事官	-	朱書「即日此書付武伝江於宮中達、落手也」	-	-	-
149	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	行事官	-	朱書「同」	-	-	-
150	高御座調進金高減方難出来趣差出様御達	6月	-	-	-	-	-	-
151	弘筵他下行米書付	7月	官務・大外記・出納	-	朱書「七十一武伝江達」	-	-	-
152	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	大蔵省少丞弘業	官務殿	官務持參。「此分書取悪敷、九日書改申渡之分」	-	-	-
153	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	主殿頭	官務殿	「此分同上、書改之事申渡」	-	-	-
154	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	左官掌兵部少丞紀氏意	官務殿	官務持參。「此分御落手」。朱書「七十一武伝江達候」	-	-	-
155	御床一脚因寸法注進	丑7月	木工寮	官務殿	官務持參。朱書「七十二日殿下江申入、外二延喜式木工寮職文小床子一脚高卷尺三寸、長式尺、広卷尺五寸、此通御治定、殿下被命、同日可為右之通、於非藏人口官務江申渡了」	-	-	-
156	幌他残米之内積分書付	-	-	-	官務持參。朱書「七十三日下行帳卜一緒二殿下江上置」	-	-	-
157	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	出納	-	朱書「七十一日武伝江達」	-	-	-
158	親王代両面縁位置代他注進	7月	掃部頭	-	大外記持參。朱書「此分本帳二結之事、官務尤承知也」	-	-	-

159	覽營新調御下行御増願	7月	権少外記中原康 昶・少外記兼少 内記職頭・少外 記兼少内記高昌	大外記殿	朱書「七十一日武伝江達了」	-	-	-
160	版位新調御下行先例通願	7月	青木内蔵少允	大外記殿	朱書「同」	-	-	-
161	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	大藏省少丞弘業	官務殿	朱書「同」	-	-	-
162	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	主殿頭	官務殿	朱書「同」	-	-	-
163	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	掃部頭	-	朱書「同」	-	-	-
164	滝口一統御即位御祝儀拝領物願	7月	世経甲斐守・六 角左衛門大尉	甘露寺大納言様 御雑掌中・中御 門頭弁様御雜掌 中	朱書「此儀七十一武伝江申入、不被及御沙汰、願 書被返候、同十三日右之趣殿下二申、其旨可取計 令命給」[八月十五日不被及御沙汰旨六角江申渡、 願書返却了]	-	-	-
165	中将代將監季参考勤衣淋伺	7月10日	四辻殿使	-	-	-	-	-
166	御即位調進物御下行銀先例通願	丑7月	兵庫寮河越兵庫 頭	-	朱書「此分七十一武伝江達」	-	-	-
167	御即位御当日所衆參勤御藏小舎人 同様御下行願	丑7月	藏人所衆岡田出 羽守他6名	出納殿	朱書「尤同日殿下御覽、武伝申談直取計心畢、 七十一日武伝へ達被留也、奉行附置」	-	-	-
168	御即位參仕執醫女婦人数伺	丑7月	出納	-	朱書「七十一日殿下へ覽、先例之通可催被命、同 日於非藏人口出納江申渡了」	-	-	-
169	鼓師・鉦師装束書付	丑7月	出納	-	朱書「此儀八月十一日白布・半臂・下重可然、於 非藏人口申渡了」	-	-	-
170	下行帳	-	-	-	官務持參。朱書「御下行帳草以上三冊、殿下江上 令仰留給、此御下行帳之儀、先日持參之節写相添、 此写者武伝江者不達様内々願也」	-	-	-
171	独床子員数拾七脚用意書付	丑7月	木工寮	-	朱書「此御品者御修復、先々之通宜自分可申出之 事、七十一官務江於里亭申付」	-	-	-
172	萬歳幡書付	丑7月	出納	-	-	-	-	-
173	御修復大宋御屏風三双采月七日迄 二出来書付	丑7月	出納	-	朱書「八月七日御修復届申」	-	-	-
174	獸形帽額裏口上覚	丑7月	行事官	-	朱書「七十九何之通可為蘇芳裏、但紐同色可調進、 於非藏人口兩人江申渡了」	55	56-②	-
175	内侍所御下机寸法他書付	丑7月	行事官	-	朱書「七十九何之通調進被仰付候旨、於非藏人口 申渡了、尤本人江直也」	-	-	-
176	内侍所御下机新調願	丑7月	行事官	-	朱書「同」	-	-	-

177	御床一脚他取掛書付	丑7月	大藏省	-	官務持参	-	-	-
178	内弁幄之襖調進御下行加増願	丑7月	大藏省	官務殿	朱書「此分七十九浅黄布之處、可染紺旨御治定、於非藏入口兩人江申渡了」	-	-	-
179	外弁大臣納言瓦子敷物伺	7月19日	官務	-	朱書「此一紙即日殿下江上置」	-	-	-
180	左近府輻具一式他調進止伺	7月20日	官務	-	-	-	-	-
181	鼓師・鉦師裝束書付	丑7月	大藏省	-	官務持参。朱書「八月十一日白布・半臂・下重可然申渡」	-	-	-
182	礼服御覽剛紙廿枚御下行口上覚	丑7月	図書寮長野図書 少允・藤井図書 大允	出納殿	-	-	-	-
183	執翳女嬪繪扇六本口上覚	丑7月	出納	-	-	-	-	-
184	山槐記他裝束拔書	-	-	-	-	-	-	-
185	内弁幄之襖調進御下行加増願	丑7月	大藏省	官務殿	官務持参	-	-	-
186	弓箭黒漆胡録拝借願	-	内舍人 和気徒安 他3名	官務殿	朱書「八月十四日此一紙不用二付、官務江返却」	-	-	-
187	弓箭黒漆胡録拝借願	7月	内舍人 平高堅	官務殿	朱書「同」	-	-	-
188	鑢子下地瓦・鼓師・鉦師裝束他書 付	-	出納	-	-	-	-	-
189	米二斗五升願	文化14年 丑8月	主水司 橋本主水 佑・橋本備後守	出納殿	朱書「殿下御覽、即日相済」	53	63	-
190	史生出勤御下行米拝領願	文化14年 丑8月	主水司 橋本主水 佑・橋本備後守	出納殿	朱書「同」	56	57	-
191	行事官願、四神旗朱雀画の儀覽永・ 文安の通りや二付願	丑8月	行事官	-	朱書「即日殿下江上、同十一日可為此通被仰伝、同日於非藏入口本人江申達也。本草綱目他勘物	-	65	-
192	四神画図古画旧図未見二付(後欠)	-	-	-	-	54	-	-
193	焼香拝領願	丑8月	図書寮長野図書 少允・藤井図書 大允	出納殿	朱書「十一日殿下申入、無差支ハ可取計御命、生火官人不承知之由、官務申出候二付、不被及御沙汰、此旨八廿九出納江申渡、願書令返却了」	96	66	-
194	図書寮三人参勤書付	丑8月	行事官	-	朱書「八月十一日可為覽永之度通被命」	-	-	-
195	調度類日華門より運送書付	丑8月	行事官	-	-	-	-	-
196	明和度高御座造立始書付	8月	官務	-	-	-	-	-
197	御即位庭上御裝束丈尺他覚書	-	-	-	-	-	-	-
198	外弁輻建方図・口上覚	丑8月	主殿寮	-	-	-	-	-

199	狛鉾当番四人前他書付	-	-	-	-	四辻様より御差出	-	-	-
200	御即位並由奉幣日時定・擬侍従定 参仕交名	-	-	-	-	大外記より差出	-	-	-
201	御即位並由奉幣日時定・擬侍従定 参仕交名	-	-	-	-	官務持参	-	-	-
202	左右生火官人礼服願	丑8月	両主殿寮	官務殿	官務名代持参	官務名代持参	-	-	-
203	生火官人礼服着用願	丑8月	右生火官人昌 明・左生火官人 常久	小野筑前守殿・ 小野伊勢守殿	朱書「此一紙十六日殿下入覽、十七日無差支候ハ、 可為此通被命、同日官務へ前々より下地着用之方 誤有之事哉、相亂之処、十九日右記者無之旨ニ付、 同日官務へ無差支候ハ、勝手ニ可為同通用意事 申渡了」	-	-	-	-
204	擬侍従定文並礼服公卿左右大將代 等宣旨廻覧伺口上覽	8月	大外記	-	朱書「十六日此儀不及廻覧関白・内弁等、礼服外 弁已下可廻覧被仰付、尤非蔵人口ニ而大外記江申 渡相済、	-	-	-	-
205	文殿宗岡行忠参動相語合同	丑8月	史生宗岡経方・ 史生宗岡行方	大外記殿	朱書「此一紙中御門より被伝、伺之通相済、十一 日渡分」	98	-	-	-
206	擬侍従定参勤重服二付外記史生宗 岡行古相語合同	8月	文殿大和介	大外記殿	朱書「此一紙中御門より被伝、十一日伺之通相済」	97	-	-	-
207	門部人名書上	-	-	-	町口下総守持参	-	-	-	-
208	御即位御当日内弁廻兀子敷物伺	丑8月	行事官	官務殿	朱書「殿下申入、十九日可為御近列之通被命、廿 日官務江申渡了、書付返却也」	-	-	-	-
209	次将鉾十六本調進言上	8月17日	官務	-	-	99	-	-	-
210	御即位由奉幣御幣物出来書付	丑8月17 日	大蔵省	官務殿	-	-	-	-	-
211	由奉幣発遣神祇官代参向代参伺	丑8月	右史生知昌	官務殿	朱書「此一紙即日殿下申入、伺之通被仰付候旨、 由奉幣奉行勸修寺弁江申遣、官務可下知之事」	-	-	-	-
212	由奉幣外官御幣物出来御届	丑8月	左官營兵部少丞 紀氏意	官務殿	-	-	-	-	-
213	御即位由奉幣発遣蔵人方参仕催交 名	-	-	-	出納持参	-	-	-	-
214	御即位由奉幣発遣外記方参仕催交 名	-	-	-	大外記持参	-	-	-	-
215	御即位由奉幣発遣官方参仕催交名 延引御届	-	-	-	官務持参	-	-	-	-

216	猷形帽額他出来御届	丑8月	行事官	-	行事官名代山口少内記持参	103	71	-
217	猷形帽額両端紐ヲ結、南殿両廂東西修理職打申願	丑8月	行事官	-	朱書「修理職奉行江下知了」	101	69	-
218	御調度御覽之節運送仕丁十四人拝借他願	丑8月	行事官	-	-	-	-	-
219	由奉幣御馬具新調願	8月	大嶋右馬大允・大嶋左馬大允	勸修寺様御雑掌中	朱書「此一紙御即位由奉幣先例調進候哉。御調之上殿下御伺可然、勸修寺様へ廿日御返答、谷口式部丞参合ニ付相渡候事」	-	-	-
220	安永九年御庭道具御点檢書付	-	-	-	行事官持参	-	-	-
221	御即位由奉幣發遣官方参仕催交名	-	-	-	-	-	-	-
222	明和度安永度御道具御点檢書付	-	-	-	出納持参	-	-	-
223	御即位調進物之内鬻他出来御届	丑8月	出納	-	-	104	-	-
224	明和度御調度御修復他書付	-	-	-	官務持参	-	-	-
225	南殿・清涼殿洒掃之節下布他頂戴覚	丑8月	衛士	官務殿	朱書「此儀口向江御達ニ相成」	102	70	-
226	内膳司御膳御辛權他書付	-	-	-	朱書「此儀廿五日御直ニ濱嶋江御返答相済」	-	-	-
227	御即位調進御調度御点檢運送人夫拝借願	丑8月	大藏省	官務殿	朱書「九朔口向江令下知了」	-	-	-
228	御即位爐中御香先例之通左右生火官人拝願	8月	官務	-	朱書「此儀申立之通ニ相成」	-	-	-
229	所司代并組之者警護之儀伺他願	8月	土屋筑後守	-	武伝両卿より御直達	-	-	-
230	御調度御点檢御手水唾壺設置他書付	-	出納	-	-	-	-	-
231	御即位御用調進御道具運送人夫拝借願	丑8月	出納	-	朱書「九朔口向江下知了」	-	-	-
232	高御座一式運送之節南殿東廂之辺江入置願	丑8月	行事官	-	朱書「人足之事、九一口向江下知了」	-	-	-
233	高御座一式運送之節御料百姓願	丑8月	行事官	-	朱書「人足ノコト九一口向江下知相済」	-	-	-
234	御即位御調度御覽運送仕丁拝借願	丑8月	行事官	-	-	-	-	-
235	安永度幡鉾役人召連書付	丑8月	行事官	-	-	-	-	-
236	高御座諸人拜見之儀御届	9月28	行事官	広橋大納言殿御雑掌中	朱書「御吉例分有之者相止候儀相成間敷、一一日拜見可取計、八廿八及返答、此一紙留置」	-	-	-

237	御調度運送人夫大蔵省私宅罷出下知願	8月27日	官務	-	-	官務持参。朱書「九一口向下知了」	-	-	-
238	御即位調進御調度出来御届	丑8月	大蔵省	官務殿	-	-	-	-	-
239	高御座造立始装束書付	-	-	-	-	-	-	-	-
240	御即位伴佐伯開門參勤身下行残米拝領願	丑8月	重賢・職定	-	-	-	-	-	-
241	同役一同拝叙、東帯參勤願	丑8月	衛土藤井土佐孫	官務殿	朱書「殿下江申進、御沙汰之事」	-	-	-	-
242	御即位調進物出来御届	丑8月	出納	-	-	-	-	-	-
243	高御座一式出来御届	丑8月	行事官	-	-	-	-	-	-
244	御料百姓五拾人他參役願	丑8月	行事官	-	朱書「九一口向下知了」	-	-	-	-
245	御即位御調度人足參役願	丑8月	行事官	-	朱書「九一口向下知了」	-	-	-	-
246	高御座出来御届	丑8月	行事官	甘露寺大納言様 御雜掌中	朱書「九一殿下申入」	-	-	-	-
247	折敷高坏他調進御届	8月	高橋若狭守	-	-	-	-	-	-
248	參勤難仕節左官掌紀氏意・氏益兼帯願	8月	外記官上召使中	官務殿・大外記殿	朱書「此儀即時殿下江申、可為願通被命、奉行より両局江被申渡、相済了」	-	-	-	-
249	火爐他出来御届	丑9月	行事官	-	官務持参	-	-	-	-
250	内弁御休幕幔他出来口上覚	丑9月	主殿寮	官務殿	官務持参	-	-	-	-
251	次将鉾御修復出来口上覚	丑9月	大蔵省	官務殿	官務持参	-	-	-	-
252	礼服御覽交名他書付	-	-	-	-	-	-	-	-
253	御即位調度之内障之柄他日華門内廊入置書付	丑9月	行事官	-	-	-	-	-	-
254	御鈔拜見安永度之御振合御附願	-	-	-	武伝卿より御直達	-	-	-	-
255	主殿寮一人不足、内豎治部少丞源珍信語合同	丑9月	主殿寮	官務度の	中御門頭弁御達。「此一紙殿下申入、伺之通被命、九日奉行へ申達、書付返却了」	-	-	-	-
256	生火官人參勤御断願	丑9月	右生火官人佐伯昌明	小野伊勢守殿	「此一紙語合申立可伺殿下被命旨、九日奉行へ申達、一紙御返却ノコト」	-	-	-	-
257	御即位後房代御手水具内侍所納届	文化14年 丑9月	主水司橋本備後守	出納殿	-	-	-	-	-
258	図書寮料紙調進下行頂戴願	丑9月	図書寮長野田書少允	出納殿	出納持参	-	-	-	-
259	御即位惣絵図仕立書付	-	出納	-	出納持参	-	-	-	-



260	納御香辛櫃昇之当寮下部代衣体書付	丑9月	図書寮	-	-	-	-
261	火長召具書付	-	-	-	勢多持参	-	-
262	御即位藏人方参仕權交名	-	-	-	出納差出	-	-
263	官方参仕之内輕服出仕之者御届	9月	官務	-	-	-	-
264	外記方参仕之内輕服出仕之者御届	9月	大外記	-	-	-	-
265	官方交名	-	-	-	官務持参	-	-
266	掃部寮臨期歛樂不参注進	-	-	-	大外記注進	-	-
267	南殿北南北柱内法他書付	-	-	-	-	-	-
268	生火官人依所勞男国章参勤願	丑9月	右生火官人佐伯 昌明	小野伊勢守殿	「願之通相濟分」	-	-
269	御即位調進物之内簷覆虎代他先例之通破却同	丑9月	出納	-	-	-	-
270	御即位御当日大床子御膳御燈籠他調進料頂戴願	丑9月	御藏	出納殿	-	-	-
271	御即位調進物之内鉾柄他先例之通破却同	丑9月	行事官	官務殿	官務持参	-	-
272	次將鉾御修復料頂戴願	丑9月	大藏省	官務殿	-	-	-
273	幡柱之簷他先例之通破却同	丑9月	大藏省	官務殿	-	-	-
-	御手水具御手巾・覆布調進二付(後欠)	-	-	-	-	57	-
-	朱鳥之図他画体同	丑8月	行事官	-	-	95	-
-	鉾立・幡鉾・四府兄弟・沙汰人衣体同	-	出納	-	-	100	67
-	左右衛門府襦袴・鉾等拜借願	丑8月	勢多左衛門少尉・澤村右衛門大尉	别当殿雜掌御中	-	105	-
-	門部衣体拜借願	丑8月	町口右衛門大尉・勢多左衛門大尉	-	-	106	-

※文化15年以降については判愛した。

※「願書留」の項目は「御即位願書留」の各文書の掲載順。

※「下行略記」の項目は「御即位二付調進物・参勤并身下行願書略記」の各文書の掲載順。

※273以降の各文書は「御即位願書并諸司注進書等之留」に掲載が確認できず、「御即位願書留」・「御即位二付調進物・参勤并身下行願書略記」に掲載されている各文書。

